

福岡県旅館業法施行細則及び福岡県公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則の制定について

第一条による改正（福岡県旅館業法施行細則（昭和三十五年福岡県規則第八十九号））新旧対照表

改正後	改正前
（水質の基準） 第五条 福岡県旅館業法施行条例（昭和三十五年福岡県条例第三十一号。以下「条例」という。）第十条第一号に規定する規則で定める水質基準は、次のとおりとする。ただし、知事が、温泉等を利用するものであるためこの基準（大腸菌及びレジオネラ属菌に関する基準並びに第三号に規定する基準を除く。）により難く、かつ、公衆衛生上支障がないと認めるときは、この基準によらないことができる。 一 （略） 二 浴槽水の水質基準 イ・ロ （略） ハ 大腸菌は、一ミリリットルにつき一個以下であること。 ニ （略） 三 （略）	（水質の基準） 第五条 福岡県旅館業法施行条例（昭和三十五年福岡県条例第三十一号。以下「条例」という。）第十条第一号に規定する規則で定める水質基準は、次のとおりとする。ただし、知事が、温泉等を利用するものであるためこの基準（大腸菌、大腸菌群及びレジオネラ属菌に関する基準並びに第三号に規定する基準を除く。）により難く、かつ、公衆衛生上支障がないと認めるときは、この基準によらないことができる。 一 （略） 二 浴槽水の水質基準 イ・ロ （略） ハ 大腸菌群は、一ミリリットル中一個以下であること。 ニ （略） 三 （略）

第二条による改正（福岡県公衆浴場法施行細則（昭和六十三年福岡県規則第十九号））新旧対照表

改正後	改正前
（水質の基準） 第八条 条例第四条第二項第八号の規則で定める水質基準は、次のとおりとする。ただし、知事が、温泉等を使用するものであるためこの基準（大腸菌及びレジオネラ属菌に関する基準並びに第三号に規定する基準を除く。）により難く、かつ、公衆衛生上支障がないと認めるときは、この基準によらないことができる。 一 （略） 二 浴槽水の水質基準 イ・ロ （略） ハ 大腸菌は、一ミリリットルにつき一個以下であること。 ニ （略） 三 （略）	（水質の基準） 第八条 条例第四条第二項第八号の規則で定める水質基準は、次のとおりとする。ただし、知事が、温泉等を使用するものであるためこの基準（大腸菌、大腸菌群及びレジオネラ属菌に関する基準並びに第三号に規定する基準を除く。）により難く、かつ、公衆衛生上支障がないと認めるときは、この基準によらないことができる。 一 （略） 二 浴槽水の水質基準 イ・ロ （略） ハ 大腸菌群は、一ミリリットルにつき一個以下であること。 ニ （略） 三 （略）